個別公共事業の評価書 (ダム事業)

平成27年9月8日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画(平成26年3月28日策定)及び平成27年度国土交通省事後評価実施計画(平成27年3月27日最終変更)に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

(評価の対象)

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価(新規事業採択時評価)、事業の継続又は中止の判断に資するための評価(再評価)及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価(完了後の事後評価)を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間(5年以内)が経過した事業等について実施する。

(評価の観点、分析手法)

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に 応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を 実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、 といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1 (評価の手法等)の とおりである。

(第三者の知見活用)

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている (国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ (http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka) に掲載することとしている)。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成27年度予算に係る評価として、ダム関係の4事業について、再評価を実施した。担当 大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09 public 07.html)

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	うえの 賢一郎

別添1 <評価の手法等>

事業名		評 価 項 目		評価を行う過	
()内は	1 <u> </u>		費用便益分析以外の	程において使	担当部局
方法を示す。	費用	便 益	主な評価項目	用した資料等	
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	·事業費 ·維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備 事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害発生の危険度 ・災害発生の危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッシュ統計・水害統計等	水管理·国 土保全局

※効果把握の方法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給 した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

が象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する 人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費 用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法) アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象 とする財などの価値を金額で評価する方法。

平成27年度予算に係る再評価について

【公共事業関係費】

						再評価実	施箇所数				再評価	話無	
	事 業	区	分	一定期間未着工	長期間継続中	準備計 画段階	再々評価	その他	計	継	続 うち見直 し継続	中止	評価 手続中
ダム事業	補助事業							4	4	1	0	3	
合 計	•			0	0	0	0	4	4	1	0	3	0

(注1) 再評価対象基準 一定期間未着工:事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業 長期間継続中:事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業 準備計画段階:準備:計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業 再々評価:再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業 その他:社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

平成27年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】 (補助事業)

Alle 5-		60 - 40 +		費	用便益分析			45 #5 15 M5 1 2 17 #1 1 1 17 M5	再評価の視点		In at am
事 業 名事業主体	該当基準	総事業費 (億円)		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)	B/C	貨幣換算が困難な効果等 による評価	はな効果等し、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗		担当課 (担当課長名)
, ,,,,,		(10.1.2)		便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳	B/ C	1 = 0 · 0 · 1 · 1 · 1 · 1	の見込み、コスト縮減等)	()	(2-1)/2/1/
津付ダム建設事業 岩手県	その他	141	-	_	_	_		により、基大な浸水被害が発生して いる。また、近年でも平成11年7 月、平成14年7月洪水等により、浸 水被害が発生している。 ・主な洪水被害としては、昭和23年 9月の洪水においては、全壊等18 戸、半壊等5戸、床上浸水35戸、床 下浸水54戸、昭和54年10月の洪水においては、全壊等2戸、半壊等14 戸、床上浸水58戸、床下浸水218 戸、昭和56年8月の洪水においては、全壊等1戸、半壊等55戸、床上浸水70戸、平成11年7月の洪水においては、半壊等6戸、床上浸水180戸、平成11年7月の洪水においては、半壊等6戸、床上浸水35戸、床下浸水180戸、平成14年7月の洪水においては、半壊が6戸、床		中止	水管理・国土保全 局 治水課 (課長 大西亘)

				費	用便益分析				再評価の視点		
事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)	B/C	プ 貨幣換算が困難な効果等 による評価	(投資効果等の事業の必要性、事業の進捗	対応方針	担当課 (担当課長名)
ナベエバ		()2.1 17		便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳	B/ C		の見込み、コスト縮減等)		(2-14-2)
倉渕ダム建設事業 群馬県	その他	400	_	_	_	_	_	和22年9月に浸水被害等が発生している。また、近年でも平成9、10、11年に洪水被害としては、昭和10年9月の洪水においては、流出倒壊33万戸、半壊2、015戸、浸水2、358万。昭和22年9月の洪水においては、流出倒壊50戸、半壊40戸、床上浸水、6、75万戸、床下浸水40戸、床上浸水、11戸、床下浸水40戸、平成10年2月の洪水においては、床上浸水、11戸、床下浸水40戸、平成10年2月の洪水においては、定上浸水、11戸、床下浸水4戸、平成10年2月に取水制度(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)47日、減圧給水(最大30%)4日、平成6年9月に取水制限(最大30%)5日、平成6年9月に取水制限(最大30%)18日、減圧給水(最大30%)8日、平成6年9月に取水制限(最大30%)8日、減圧給水(最大30%)8日の渇水被害が発生している。	②事業の進捗の見込みの視点 ・当面進捗する見込みはない ③コスト縮減や代替案等の可能性の視点 「洗水調節」 ・活水調節」 ・活水調節はの目的が治水対策だけになるため、ダムの洪水調節 による被害軽減効果に変わりがないものの、多目的ダムと して建設した場合に比べ費用が増大したため、河川改修を 優先させることとした。	中止	水管理·国土保全 局 治水課 (課長 大西亘)

				費	用便益分析				再評価の視点		
事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費(億円)		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)	B/C	─ 貨幣換算が困難な効果等 による評価	(投資効果等の事業の必要性、事業の進捗	対応方針	担当課 (担当課長名)
子 从土村	7 7 7 7	(16.1.17		便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳	B/ C	1-01 0 1 1 1 1 1	の見込み、コスト縮減等)		(Lake i)
増田川ダム建設事業馬県	その他	382	_		_	_	_	8月においては、漫水884戸、半壊768戸、全壊流出114戸、昭和22年9月の洪水においては、漫水610戸、半壊6戸、全壊流出1万の洪水被害が発生している。 ・渇水被害については、安中市で昭和62年6月の平成2年7月~平成2年7月~平成2年7月~平成6年9月取水制限9日、平成6年5月取水制限9日、平成6年5月取水制限10日の渇水被害が発生している。	(①事業の必要性等に関する視点 ・利水事業者である富岡市(旧炒藝町)は、市町村合併により旧富岡市の上水道との統合により水源確保が可能となったためケム建設に参画する必要がなくなった。安中市については、平成19年度の水道事業再評価により参画運が (日登15,000m3から日登5,000m3に源量となったが、水源確保の必要性に変わりはない。現在、調査・地元説明段階であり、平成25年度で進捗率は約9%(事業費ペース)。 [検証対象ダム事業等の点検]・事業費及び工期の点検については、最新のデータ等で点検を行うた結果・事業費についてはおり億円増額、工期については平成35年度完成見込みであると増確とした。また、堆砂計画。過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検を行りた。表生の進捗の見込み、コスト縮減や代替案等の可能性の視点 (日的別の検討) [洪水調節]・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策を含めて治水対策案を特討し、4案の治水対策案を抽出し、7つの評価軸について評価した。 「新規利水」・利水参画者である安中市に、ダム事業参画継続の意思があるごとを確認した。必要量の算出が妥当に行われているとを確認した。必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者である安中市に、ダム事業参画継続の意思があることを確認した。必要な開発量を確保することを基本として、3案の対策案を抽出し、6つの評価軸について評価した。 「流水の正常な機能の維持」・河川を増加に対した。 「流水の正常な機能の維持」・河川を増加に対した。 「流水の正常な機能の維持」・河川を対した。・日的別の総合合評価において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、3案の対策案を抽出し、6つの評価軸について評価した。 「検証対象ゲムの総合的な評価を実施した。・1 自的別の総合合評価を実施した。・1 自的別の総合音評価の結果が、流水の正常な機能権方においては、他の対策案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価を実施した。「増田川ダムによらない対策案」が優位を評価した。「増田川ダムによらない対策案」が優位を評価した。	中止	水管理·国土保全局。治水課(課長大西亘)

				費用]便益分析				再評価の視点		
事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)	B/C	□ 貨幣換算が困難な効果等 による評価	(投資効果等の事業の必要性、事業の進捗	対応方針	担当課 (担当課長名)
7 44-11		(10.1.17		便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳	B/ C		の見込み、コスト縮減等)		(12-1):24 17
大河内川ダム建設 事業 山口県	その他	240	340	【内訳】 被害防止便益:156億円 流水の正常な機能の維持に関する便益:181億円 残存価値:3億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益 年平均浸水軽減戸数:58戸 年平均浸水軽減配維持に関関する便益 流水の正常な機能の維持に関関 が成水の正常な機能の維持に関関がある。 流水の正常な機能の維持に関関がある。 流水の正常な機能の維持に関関がある。 、流水の正常な機能の維持に関関がある。 、流水の正常な機能の維持に関関がある。 、流水の正常な機能を用いて計上	254	【内訳】 建設費 251億円 維持管理費 3億円	1.3	和47年7月の洪水により基大な被害が発生している。また近年でも平成11年6月の洪水により浸水被害が発生している。・主な洪水被害としては、昭和29年9月の洞爺丸台風においては、突米線50戸、床上浸水102戸、床下浸水40戸、原本浸水102戸、床下浸水40戸、中水は1年6月の梅雨前線においては、半壌4戸の横線においては、半壌4戸の共水被害が発生している。・スポ被害については、昭和48年7月の渇水において深川川は水が千上・渇水被害については、昭和48年7月の渇水において深川川は水が千上かり農業用水の取水が固難となった。また水道用水の水流である井戸に塩分が混入し、長門市の4、874戸で最大13日断水となり、18,000人が影響を受けた。	・平成26年2月にダムによる新規取水量を水需要計画の見直しにより8,000m3/日から1,000m3/日に変更した。 現在、生活再建工事中であり、平成25年度で進捗率は約40%(事業費ペース)。 【核証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期の点検については、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については約16億円の増額、工期でついては平成37年度完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 ②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案等の可能性の視点	継続	水管理・国土保全 局 治水課 (課長 大西亘)

※1:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。 ※2:「検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えられている場合」として、「ダム検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5.2に基づき、従来からの手法等に よって検討を実施。

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	^{ますだがわ} 増田川ダム建設事業 群馬県 のあんなかし (群馬県安中市)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。総合評価の結果が、「増田川ダムによらない対策案」が優位であり、検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。

※ 評価手続中事業 (平成26年度評価) のうち中止となったもの

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業(補助事業)	つづき 津付ダム建設事業 岩手県 (岩手県気仙郡住田 ちょう 町)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。
	ぐらぶら 倉渕ダム建設事業 群馬県 (群馬県高崎市)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。

※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策 のあり方に関する有識者会議)

※2:社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている 場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。